

## 改正水質汚濁防止法の施行後 5 年経過における検証について

環境省水・大気環境局水環境課

## 1 経緯

環境問題の対象が地球温暖化や廃棄物・リサイクル等にも多様化し、公害防止を取り巻く状況が構造的に変化する中、平成 17 年から平成 21 年にかけて、大企業も含めた一部の事業者において、排出水の汚染状態等の測定結果の記録の改ざん等の事案が相次いで明らかとなった。

こうした状況にかんがみ、事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、平成 22 年 5 月に大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布され、平成 23 年 4 月から施行された（一部平成 22 年 8 月施行）。

改正法による新たな制度・規制については、その附則において、「施行後 5 年を経過した場合において、第 1 条の規定による改正後の大気汚染防止法及び第 2 条の規定による改正後の水質汚濁防止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

## 2 改正事項及び施行状況

## (1) 排出水等の測定結果の未記録等に対する罰則について

ア 改正事項（水質汚濁防止法第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに第 33 条第 3 号）

一部の事業者により排出水の汚染状態等の測定結果の記録の改ざん等の事案が発生したことにかんがみ、排出水等の汚染状態等のデータの記録の確実な収集・管理と信頼性の確保を担保するため、排出水を排出する者等に対し、排出水等の汚染状態の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、意図的にこれらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を設けた。またこれに伴い、これまで明確でなかった測定項目、定めがなかった測定頻度等について改正法施行規則において規定した。

イ 施行状況

平成 28 年度から 29 年度にかけて実施した都道府県及び水質汚濁防止法政令市（158 都道府県市。以下「都道府県等」という。）へのアンケートによる調査において、排出水等の測定結果の記録及び保存に関する規制事務実施状況を調査した（140 自治体から回答）。

法施行後の平成 23 年度から平成 27 年度における都道府県等による排出水等の測定結果の記録及び保存等に係る行政指導数は、表 1 のとおりであった。

虚偽の記録については、5 年間で 2 件の事例があり、内訳は採水実態と測定頻度（事業者の確認不足等による）の虚偽記録が 1 件ずつであった。両事例とも、県（市）の指導により現在は既に改善されている。

また、測定結果の未記録、未保存についても、一部で指導を継続中等の例があるものの、都道府県等による指導が行われ、改善対応が行われている。なお、平成23年度以降、排水等の測定結果の未記録、未保存又は虚偽の記録に関して都道府県が告発を行った例はなかった。

表1 排水等の測定結果の記録及び保存等に係る行政指導件数(件)

	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計
平成23年度	447	19	25	0	491
平成24年度	423	28	31	0	482
平成25年度	418	26	48	0	492
平成26年度	427	19	39	1	486
平成27年度	395	21	32	1	449
5年合計	2110	113	175	2	2400

(注)平成27年度時点で、法の対象となる特定事業場は約26万5千。同年度の地方自治体の立入検査実績は約3万8千件。

(2) 事故時の措置の範囲の拡大について

ア 改正事項(水質汚濁防止法第2条第4項及び第14条の2)

事故時の措置の対象を拡大するため、新たに「指定施設<sup>※1</sup>」の規定を設け、指定施設を設置する工場又は事業場の設置者に対し、事故により指定物質を含む水が排出された場合等における応急の措置及び都道府県知事への届出を義務づけた。

イ 施行状況

「水質汚濁防止法等の施行状況調査<sup>※2</sup>」(平成23年度から平成27年度)により事故時の措置件数について調査した結果は表2のとおりである。

表2 事故時の措置(14条の2)の届出件数(件)

	事故時の措置(14条の2)の届出件数					
	第1項(特定施設)		第2項(指定施設)		第3項(貯油施設等)	
	公共用水域	地下水	公共用水域	地下水	公共用水域	地下水
平成23年度	175	10	71	18	195	34
平成24年度	219	6	31	2	230	52
平成25年度	213	7	27	4	268	46
平成26年度	252	7	13	1	241	43
平成27年度	193	10	27	6	232	41
5年合計	1052	40	169	31	1166	216

※1 有害物質<sup>※4</sup>を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの(指定物質<sup>※3</sup>)を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設

※2 水質汚濁防止法に基づき都道府県等に届出された特定施設等に係る届出状況並びに規制事務実施状況等の情報を収集し、毎年、集計を行っているもの。

また、平成 23 年 4 月の改正法施行時に 52 物質を規定した指定物質<sup>※3</sup>については、その後、平成 24 年 5 月に水質事故の発生情報等を勘案しクロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）、マンガン及びその化合物等 6 物質を指定物質に追加するとともに、同等の事故時の規定が適用される水質汚濁防止法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する有害物質<sup>※4</sup>への追加に伴い 1,4-ジオキサン等の 3 物質を削除した。また、平成 24 年 10 月には利根川水系における水質事故を踏まえた対応として、ヘキサメチレンテトラミンを追加し、現在（平成 29 年 10 月時点）、指定物質は計 56 物質となっている。

### (3) 事業者の責務規定の創設について

#### ア 改正事項（水質汚濁防止法第 14 条の 4）

事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならないこととした。

#### イ 施行状況

平成 28 年度から 29 年度にかけて実施した都道府県等へのアンケートにより調査を行った。結果は表 3 のとおりである。

表 3 事業者の責務規定に関するアンケート調査結果（自主的な公害防止の事例）

事業者による取組	具体例
自主目標（規制）値の設定	法の基準より厳しい自主目標値を設定、排水基準適用外の事業場における自主基準値の設定
自主測定の実施	法の規定より高頻度（最終放流口での連続測定、測定の毎月実施等）での測定実施 等
事故の未然防止	注意喚起、緊急事態対応資材等の準備、事業場内に緊急連絡先の掲示
有害物質漏洩対策等	有害物質貯蔵指定施設の漏洩防止設備の強化、有害物質を使用しない代替品への変更
地域や周辺事業者との連携	地域の対話集会等への参加、工業団地連絡協議会の創設
その他	最終放流口での魚の飼育

※3 具体的には、1) 水質汚濁に係る環境基準が定められている物質、2) 要監視項目として規定されている物質、3) 水道水質基準が定められている物質、4) 水質管理目標設定項目として規定されている物質、5) 水質事故の原因物質を踏まえ指定。

※4 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質。

### 3 検討結果

#### (1) 排水等の測定結果の未記録等に対する罰則

水質汚濁防止法施行状況調査の結果をみると、告発に至った例はないものの、未記録、未保存及び虚偽の記録が行われた事例があり、都道府県等の指導により改善が図られている。当該規定は、事業者による排水等の測定結果の適正な記録及び保存に寄与していると考えられる。

#### (2) 事故時の措置の範囲の拡大

水質汚濁防止法施行状況調査の結果（表2）をみると、特定施設や貯油施設等と比べると事故発生件数は少ないと想定されるものの、指定施設においても一定程度の事故が発生し、都道府県への届出がなされており、都道府県等による水質事故の迅速な把握に寄与していると考えられる。

指定物質の追加についてはこれまで通り、最新の知見等を踏まえ必要に応じ見直しを行うとともに、引き続き都道府県等、関係機関等を通じ、指定施設を設置する事業者等に広くに周知していく必要がある。

#### (3) 事業者の責務規定

都道府県等を対象とした調査では、事業者において、自主目標（規制）値の設定、自主測定の実施、事故の未然防止、有害物質漏洩対策等、地域や周辺事業者との連携などが行われているとの回答があり、事業者による自主的な取組が促進されているものと考えられる。

以上から、これらの規定の運用は、事業者及び都道府県等による公害防止対策等の効果的な実施に寄与しているものと考えられ、今後も引き続き施行の状況を注視していくこととする。